

消費税に関する税制改正要望

平成 26 年 9 月 16 日

日本医師会

医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率 10% 時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 上記 1 を平成 27 年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を 10% へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

以上

平成27年度税制改正要望 スケジュール

H26.9.16

＜政府・与党等 今後のスケジュール見通し＞

9月	<ul style="list-style-type: none">与党、生活必需品に対する軽減税率のとりまとめを開始。与党税制調査会、自民党・医療と税制に関するプロジェクトチームでの検討が本格化。 →医療と消費税についての検討スケジュールは、現時点では明らかにされていないが、生活必需品に対する軽減税率の検討と同様のテンポで進むことが想定される。全国知事会より平成27年度税制改正要望が公表される見込み。
12月	<ul style="list-style-type: none">与党税制調査会において税制改正大綱のとりまとめを実施。平成27年度税制改正大綱（自民党・公明党）の決定。年末頃までに、消費税率10%への引き上げを政府が最終判断。

＜日本医師会 今後のスケジュール＞

9月16日	<ul style="list-style-type: none">都道府県医師会長協議会において、医療界をとりまとめた「消費税に関する税制改正要望」を公表。
11月5日	<ul style="list-style-type: none">平成26年度第2回都道府県医師会税制担当理事連絡協議会を開催。
9月～ 12月の間	<ul style="list-style-type: none">要望実現へむけての活動を継続する。